

令和6年2月9日

各事業所管理者 様

大阪市福祉局総務部総務課長
大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課長
大阪市福祉局高齢者施策部高齢施設課長
大阪市福祉局高齢者施策部事業者指導担当課長

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況報告の運用変更について（通知）

平素は、本市福祉行政の円滑な実施にご協力をいただきありがとうございます。

さて、標題につきまして、本市では地震や台風等の災害発生により社会福祉施設等において人的・物的被害が発生した場合には、「大阪市行政オンラインシステム（以下「現行システム」という。）」を利用して被災状況を報告していただいているところですが、この度、被災状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した社会福祉施設等への迅速かつ適切な支援に繋げることができるよう、厚生労働省が運営する「災害時情報共有システム（以下「新システム」という。）」が運用開始されたことから、本市においても被災状況を新システムから報告していただく運用に変更いたします。

つきましては、次のとおり新システムへの移行を行いますので、各施設・事業所におかれましては、関係職員へ周知いただき、事前準備作業を行っていただきますようお願いいたします。

記

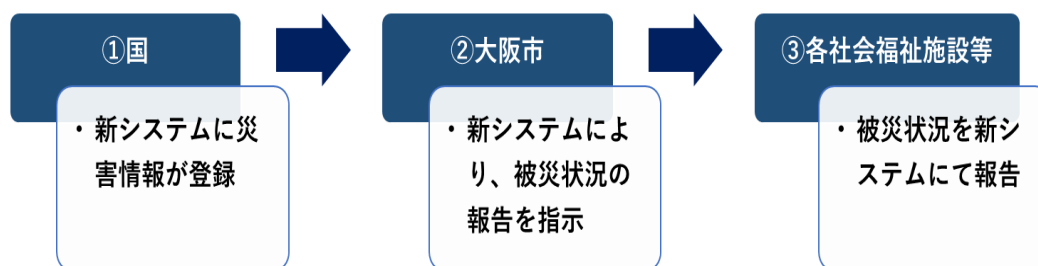
1 報告対象施設・事業所

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）※地域密着型を含む
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症高齢者グループホーム
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 有料老人ホーム

- (12) サービス付き高齢者向け住宅
- (13) 老人デイサービス事業（通所介護（介護予防）、認知症対応型通所介護（介護予防））
- (14) 認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護（介護予防））
- (15) 複合型サービス福祉事業（複合型サービス）

2 新システムによる報告について

(1) 報告の流れ



- ① 国が新システムに災害情報を登録
- ② 本市が施設・事業所の災害時緊急連絡先に、被災状況の報告指示をメールにて通知
- ③ 施設・事業所が被災状況を報告

(2) 新システムへのログイン手順

ア 下記 URL からログイン画面に遷移します。

高齢者関係施設：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/27/>

「介護サービス情報報告システム」という名称になっています。

イ ID、パスワード及びサービス名について

下記の ID、パスワード及びサービス名をログイン画面に入力し、ログインボタンを押下し、ログインします。

施設種別	ID・パスワード
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス	令和5年9月7日付「高齢者施設等における災害時情報共有システムのIDと初期パスワードについて（通知）」をご確認ください。
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	令和5年9月13日付け「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムのIDと初期パスワードについて（通知）」をご確認ください。 上記通知後に新設された施設には個別に送付している通知をご確認ください。
老人短期入所施設、特別養護老人ホーム（地域密着含む）、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、介	ID・パスワードは、情報公表制度の調査票報告で使用しているものです。

護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービス事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業	
--	--

(3) 報告に際しての注意事項

ア 同一所在地において、介護保険サービス及び障がい福祉サービスを提供している施設・事業所につきましては、被災状況の報告先が異なりますので、サービスごとに報告してください。

イ 同一所在地において、複数の介護保険サービスを提供している施設・事業所につきましては、付与されている ID ごとのご報告をお願いします。

3 施設情報の登録内容の確認

新システムに登録されている施設情報は最新のものとなっている必要があります。とりわけ、登録されているメールアドレスにつきましては災害発生時における連絡先となりますので、各施設において登録情報に誤りがないか確認のうえ、速やかに施設情報の更新をお願いします。

4 新システム稼働までのスケジュール

時 期		内 容
令和5年度	令和6年2月初旬	本通知文発出
	2月下旬 3月中旬 (1週間)	訓練通知文発出 訓練実施
令和6年度	令和6年4月1日	新システム稼働 ※毎年度、少なくとも1回、災害訓練を実施する

※新システム稼働前に地震や台風等の災害が発生した場合、現行システムから被災状況の報告をお願いします。

5 新システム移行対象施設等種別と本市問い合わせ先について

対象施設種別	本市問い合わせ先
養護老人ホーム 軽費老人ホーム 生活支援ハウス	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 電話番号：06-6208-8026 FAX : 06-6202-6964

有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	福祉局高齢者施策部高齢施設課 電話番号:06-6241-6530 FAX :06-6241-6604
老人短期入所施設 特別養護老人ホーム（地域密着含む） 認知症高齢者グループホーム 介護老人保健施設 介護医療院 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 老人デイサービス事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 複合型サービス福祉事業	福祉局高齢者施策部介護保険課 (指定・指導 G) 電話番号:06-6241-6310 FAX: 06-6241-6608

6 その他

- (1) 災害時緊急連絡先に変更があった場合は、速やかに最新情報の登録を行ってください。
- (2) 新システムの施設情報は、情報公表システムから連携されますので、情報公表システムの内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行い、最新情報にしておいてください。（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホームは除く。）

【お問い合わせ先】

■ 福祉局における災害発生時の対応・行政オンラインシステムに関すること

大阪市福祉局総務部総務課

電話番号：06-6208-9912 ファックス：06-6202-6961

■ 災害時情報共有システム・情報公表システムに関すること

大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課

電話番号：06-6208-8026 ファックス：06-6202-6964

大阪市福祉局高齢者施策部高齢施設課

電話番号：06-6241-6530 ファックス：06-6241-6604

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課

電話番号：06-6241-6310 ファックス：06-6241-6608